$AM_{令3}$ ＝ 0.01304 $AM_{令4}$ ＝ 0.00207	$AM_{令3}$ ＝ 0.00086 $AM_{令4}$ ＝ 0.00207
$AM_{令5}$ ＝ 0.00285 $AM_{令6}$ ＝ 0.00431	$AM_{令5}$ ＝ 0.00285
AN_n　地方大学・地域産業創生事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 AO_{30} ＝ 0.01634 $AO_{令元}$＝ 0.01628 $AO_{令2}$ ＝ 0.01288 $AO_{令3}$ ＝ 0.01304 $AO_{令4}$ ＝ 0.00207	AN_n　地方大学・地域産業創生事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 AO_{30} ＝ 0.01637 $AO_{令元}$＝ 0.01282 $AO_{令2}$ ＝ 0.01291 $AO_{令3}$ ＝ 0.00086 $AO_{令4}$ ＝ 0.00207
$AO_{令5}$ ＝ 0.00285 $AO_{令6}$ ＝ 0.00431	$AO_{令5}$ ＝ 0.00285
AP_n　文化財保存・活用事業（国宝重要文化財等保存・活用事業及び史跡等購入事業に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 AQ_{30} ＝ 0.01634 $AQ_{令元}$＝ 0.01628 $AQ_{令2}$ ＝ 0.01288 $AQ_{令3}$ ＝ 0.01304 $AQ_{令4}$ ＝ 0.00207	AP_n　文化財保存・活用事業（国宝重要文化財等保存・活用事業及び史跡等購入事業に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 AQ_{30} ＝ 0.01637 $AQ_{令元}$＝ 0.01282 $AQ_{令2}$ ＝ 0.01291 $AQ_{令3}$ ＝ 0.00086 $AQ_{令4}$ ＝ 0.00207
$AQ_{令5}$ ＝ 0.00285 $AQ_{令6}$ ＝ 0.00431	$AQ_{令5}$ ＝ 0.00285
AR_n　有明海・八代海等再生事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 $AS_{令3}$ ＝ 0.02174 $AS_{令4}$ ＝ 0.00345	AR_n　有明海・八代海等再生事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 $AS_{令3}$ ＝ 0.00144 $AS_{令4}$ ＝ 0.00345
$AS_{令5}$ ＝ 0.00475 $AS_{令6}$ ＝ 0.00719	$AS_{令5}$ ＝ 0.00475
AT_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（宅地耐震化推進事業（特別分）及び盛土緊急対策	AT_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（宅地耐震化推進事業（特別分）及び盛土緊急対策